

## 知財戦略専門調査会での検討について(状況報告)

平成 20 年 4 月 22 日

知的財産戦略専門調査会

1. 第4回iPS細胞研究ワーキンググループにおいて課題提示された、iPS細胞研究推進のための医療技術の知的財産権保護について、知的財産戦略専門調査会において本年 3 月より検討を開始した(資料5-1参照)。
2. 第39回知財専門調査会(3月24日)において、特許庁(医療行為の特許保護について)、秋元知的財産戦略専門調査会専門委員(武田薬品工業株式会社常務取締役:医薬品産業における知財と産業のパラダイムシフト)、森下知的財産戦略専門調査会専門委員(大阪大学医学系研究科寄附講座教授 アンジェスエムジー取締役:Ex vivo 遺伝子・細胞治療に関する特許、iPS細胞における特許の問題は?)、平井iPS細胞研究ワーキンググループ委員(レックスウェル法律特許事務所所長、弁護士・弁理士:iPS細胞研究における知財上の課題))からプレゼンテーションを行っていただき、議論を行った。
3. そこでは、先端医療技術の進歩に適合した制度のあり方を検討すべきとの意見が複数の委員からだされた。

なお、第37回知財専門調査会(1月25日)において、内閣官房知的財産戦略推進事務局から説明された、分野別知財戦略(平成19年12月)には、先端医療技術の方法に係る発明の保護については、その影響が国民の生命や健康に関わり社会経済的にも重要な問題であることから慎重な配慮が必要である旨が記載されている。

4. その後、専門調査会での検討を踏まえ、第40回知財専門調査会(4月17日)において、下記のとおり了承された。

## 記

### (基本認識)

医療技術の方法の発明の保護のあり方については、従来からさまざまな場で検討がなされてきており、直近では、平成19年12月の知財戦略本部で取りまとめられた「分野別知財戦略」において、「その影響が国民の生命や健康に関わり社会経済的にも重要な問題であることから慎重な配慮が必要である。」旨が取りまとめられた経緯がある。一方で、わが国発の革新的技術である iPS 細胞技術については、研究開発や知財獲得の面での国際的な競争が激しさを増しており、研究の促進、知財の適切な保護の観点からは、iPS 細胞関連発明の保護のあり方について、国際的な動向やわが国への影響等についての情報収集・分析を含め、必要な検討を早急を実施する必要がある。

### (具体的施策)

医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているiPS細胞にかかる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、iPS細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。そこで、iPS 細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、直ちに検討を開始し、早急に結論を得る。

5. 今後、この案は5月中旬の第75回総合科学技術会議で決定される予定である。